

## 令和2年度 第7回若桜町農業委員会定例会議事録

招集年月日	令和2年10月8日				招集の場所	若桜町公民館 2階 大会議室			
開会時刻	午前9時00分				閉会時刻	午前10時15分			
出席委員	1番	伊井野 孝一	2番	西山 博文	3番	藪田 道正	4番	盛田 敬一	
	5番	小林 正樹	6番	田中 圭子			8番	津村 光明	
	9番	山本 義紀	10番	浅井 裕	推進委員	茗荷 主吉	推進委員	山本 昭子	
欠席委員	7番	永原 聡							
日 程	1 開会 2 会長あいさつ 3 農業委員会憲章の唱和 4 議事録署名委員の決定 5 報告事項 報告第1号 農業委員会行事等の報告について 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 6 付議事項 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 非農地証明申請について 7 その他								
委員会出席者	竹本事務局長 中島参事 银杏主事								
議事録署名委員	8番	津村 光明	9番	山本 義紀					
議 事 内 容									
1. 開会	事務局	令和2年度第7回若桜町農業委員会定例会を開催します。本日は、農業委員10名中9名が出席ですので、今回の定例会は成立します。永原委員さんは欠席です。会長さんよりあいさつをお願いします。							
2. 会長あいさつ	会 長	(会長あいさつ)							

3. 農業委員会憲章の  
唱和

会 長

農業委員会憲章の唱和を行います。

全 員

(唱和)

4. 議事録署名委員の  
決定

会 長

議事録署名委員の決定です。今回は、8番の津村委員と9番の山本職務代理でお願いします。

5. 報告事項

会 長

報告事項です。報告第1号、農業委員会行事等の報告について、事務局よりお願いします。

事務局

報告第1号、若桜町農業委員会関係の令和2年9月8日から10月7日までの行事等についてです。まず9月8日ですが、第6回農業委員会定例会を開催しました。同日に、第5回農業委員会定例会の議事録を若桜町ホームページに掲載しました。24日には、第6回農業委員会定例会の議事録を若桜町ホームページに掲載しました。そしてこの1ヶ月間で、農地法第3条の規定による許可申請書を1件、非農地証明申請書を2件、農地法第3条の3第1項の規定による届出書を1件、利用権設定等申出書を1件受理しました。

会 長

只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

委 員

(意見等なし)

会 長

報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局よりお願いします。

事務局

報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

届出に係る農地は、大字来見野の農地8筆。地目はいずれも登記簿・現況ともに田です。続きまして、大字諸鹿の13筆。地目は登記簿が田または畑、現況が田、山林または雑種地です。大字来見野と大字諸鹿の21筆の合計面積は4,763㎡です。大字来見野の被相続人は〇〇〇〇、大字

諸鹿の被相続人は共有でして、〇〇〇〇と〇〇〇〇の2名です。相続人は八頭町の〇〇〇〇となっております。権利を取得した日は令和2年9月25日、権利取得の事由は相続、取得した権利の種類は所有権です。農業委員会による斡旋の希望はされないようです。

会 長

只今の報告について、質問、意見等はありませんか。  
大字来見野については、石垣がきれいに積んである箇所ですか。

職務代理

農地パトロールに行ったときは、1人作っている人がおりまして、ずっと前から石垣が1つも崩れないという話をしました。その人が、3枚ほど作っていました。

会 長

石垣を管理する人がいないと言っていましたね。本当にもったいない話です。

職務代理

これは届出ですが、どの程度徹底されていますか。

事務局

一応、広報わかさに、年に1回は出しております。

職務代理

それから、農地台帳の整理がどうなっていますか。

事務局

少なくとも、税務課の台帳とのリンクはしています。所有者名義が変われば、農地台帳も変わるようになっています。

職務代理

相続登記したら、税務課に報告があるはずですので、それで色々な台帳が連動して整理されるはずですが、亡くなった者の名義のままの土地もあるのでしょうか。

伊井野委員

税務課の根拠はどうなっていますか。

会 長

亡くなった者に税金はきません、必ず跡継ぎにきます。

6. 付議事項

事務局	納税者を変えるだけでして、所有者名義までは変えません。
会 長	届出しないといけないものをしていない人のほうが多いと言うだけでは良くないと思います。方法を変える等の動きをしないことには、きちんとした管理になりません。
茗荷推進委員	相続登記を簡略化しようという話があります。相続登記までもっていくことが、1番時間がかかりますので。
職務代理	今は、相続に関する書類を、法務局から作ってもらおうと、それで通用するというように変わりました。
会 長	この件の問題について、他町がどうしているのかということから始めて、事務局で調べてもらいたいと思います。
事務局	来月の定例会までには報告します。
会 長	所有権の相続の届出について、他町がどうしているのかということ調べて、来月の定例会で報告するというので、事務局をお願いします。
会 長	付議事項です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局よりお願いします。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めます。 申請農地は大字小船の2筆で、2筆の合計面積は1,467㎡です。農振区分は1筆目が農用地区域内で2筆目は農用地区域外、権利の種別は第3条による無償移転で、内容は売買です。譲渡人は鳥取市の〇〇〇〇、譲受人は若桜町大字若桜の〇〇〇〇となっております。これは、農地法第3

条第2項各号に該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。

会 長

この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

西山委員

譲渡人は小船で生まれて、大阪に出られたのですが、大阪から鳥取市に帰ってこられました。譲受人も小船に家がありますが、平成30年の7月豪雨で被災されまして、若桜宿内に家を買って住んでおります。今回の申請農地2筆とも、譲受人が約10年前から小作で作っておられまして、水稲栽培するということです。話を聞きましたところ、農機具については、トラクター、コンバイン、乾燥機、バインダー、田植え機を1機ずつ持っており、息子がこれから農業をするというので、コンバインと乾燥機を新しくしたということでした。今は若桜宿内におられますが、両親2人とも元気ですので、小船まで行って農業をするということです。

会 長

この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員

(異議等なし)

会 長

意見等がないので、申請どおり決定します。  
議案第2号、非農地証明申請について、事務局よりお願いします。

事務局

議案第2号、非農地証明交付申請の承認についてです。

1件目の申請農地は大字三倉の農地1筆。地目は登記簿が田・現況が山林で、農振区分は農用地区域外、都市計画区分は区域外、面積は114㎡です。所有者及び申請者は鳥取市の○○○○となっております。非農地の事由としましては、現在35年生のスギ林になっており、木材の間伐、搬出のための林業専用道を開設するためというものです。

2件目の申請農地は大字三倉の農地1筆。地目は登記簿が田・現況が山林で、農振区分は農用地区域外、都市計画区分は区域外、面積は146㎡です。所有者及び申請者は若桜町大字若桜の○○○○となっております。非農地の事由としましては、現在45年生のスギ林になっており、木材の

間伐、搬出のための林業専用道を開設するためというものです。

会 長                   この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

盛田委員               現地確認に行ってきました。約60年前に、若桜町内で住民移転があった集落でございます。そのときから数年後に、この箇所にスギの木を植えられたということです。そこでは砂防もできないということで、植林されたと思います。現在は、農地関係の審査基準でいきますと、植林して20年以上経過しておりますので、特に問題はなく、農地に復元するのは不可能と判断しております。

会 長                   この件について、質問、意見等はありませんか。  
この非農地証明をした後は、土地売買の予定等がありますか。

盛田委員               ありません。

職務代理               林業専用道の所有者名義はどうなりますか。所有権はそのまま、単純に林業専用道をつけるだけですか。

事務局                   話を聞きましたところ、所有権は変えずに林業専用道をつけるということです。

茗荷推進委員           林業用の道の場合は、所有権を変えます。

職務代理               林道というより作業道でしょうか。

会 長                   作業道は所有者名義を変えません。しかし、林道は所有権を変えるのでしょうか。

茗荷推進委員           林道と作業道の違いは、そこにあります。

7. その他

会 長 大字三倉の住民移転ですが、そこの集落に入った時点で転用申請しないといけませんでした。行政も指導しなければならなかったはずです。

職務代理 この申請が出てきたのは、林業専用道をつけることに同意するために、農地のままだと入れられないので、出てきたということですか。

事務局 はい。

茗荷推進委員 森林組合が主体で林業専用道をつけられるようですが、森林組合と何か関係ありますか。

事務局 添付書類の中に、森林組合に出す土地所有者の同意書があります。林業専用道の開設に同意するための書類として、今回の非農地証明申請が承認されれば、森林組合主体で林業専用道をつけられるということです。

会 長 ほかに意見等がなければ、申請どおり決定してよろしいですか。

委 員 (異議等なし)

会 長 それでは、申請どおり決定します。

会 長 その他の事項です。

- 事務局より、農業委員会特別研修会開催の連絡あり。出席者は、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名、事務局職員1名の計4名で決定。
- 新しい農業者年金加入推進部長の選定について協議し決定。
- 事務局より、農地利用意向調査の対象農地に関する情報提供の依頼について予告あり。
- 次回定例会は、11月9日(月)9:00~に決定。

会 長

以上で、令和2年度第7回の定例会を終了します。